

# 令和3年度第1回家内労働部会審議経過報告書

## I 開催日時・場所

令和4年2月15日 14時55分～16時45分（鹿児島合同庁舎第2会議室）

## II 出席者

公益代表委員：采女博文（部会長） 馬場美紀子（部会長代理） 三輪全子

家内労働者団表委員：黒江嘉文 日高実禎 山田たまき

委託者代表委員：岩元純吉 濱上剛一郎

## III 審議内容

### 1 はじめに

鹿児島県の最低工賃は、「横編ニット製造業」、「男子既成洋服製造業」、「電子機械器具製造業」が設定されていたが、「横編ニット製造業」、「男子既成洋服製造業」は、委託者、家内労働者がいなくなり廃止されている。

「電子機械器具製造業」は昭和56年に新設され、その後、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」に変更されて、平成元年から平成16年まで6回に亘り改正が行われてきたが、平成16年3月に改正された以降は、対象品目や家内労働者数の減少などを理由に、改正諮問の見送りをを行い、最低工賃の改正を行っていない状況にある。

最低工賃については、3年を周期に最低工賃新設・改正の見直しを行うこととされており、「第13次最低工賃新設・改正計画」に基づき、令和3年度は「鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」の最低工賃の見直しの時期となっている。

令和3年度の地方労働審議会では当該最低工賃の改正諮問を行うべきか、諮問見送りを行うべきかについて、令和4年2月15日に家内労働部会を開催し、当該最低工賃の改正の必要性を審議したものである。

### 2 家内労働部会開催に至るまでの経緯

- (1) 平成30年2月22日に開催された平成29年度第1回家内労働部会において、「第12次最低工賃新設・改正計画」に基づく電気機械器具関係の最低工賃の改正について、鹿児島県の家内労働者の推移、電気機械器具関係の最低工賃の改正の推移、電気機械器具関係の家内労働の作業実態調査の結果等の説明が行われ、審議した結果、電気機械器具関係の最低工賃の金額改正の諮問を見送ることが決定された。

また、家内労働部会の議決は、平成29年3月17日に開催された平成28年度第3回鹿児島地方労働審議会において、鹿児島地方労働審議会運営規程第10条第1

項により「家内労働部会の議決をもって審議会の議決とする。」と了承されていたことから、平成30年3月16日に開催された平成29年度第3回鹿児島地方労働審議会において、家内労働部会の報告が行われた。

(2) 改正諮問が見送られた理由は、

- ① 適用家内労働者数が大幅に下回っており、今後も増加する見込みがないこと。
- ② 「カプラー差し」については、複合工程になり、工賃も全体の難易度から総合的に決められており、「一差しいくら」という工賃の決め方は実効性を失っていること。
- ③ 他局の類似する最低工賃と比べても差がないこと。

などから、現段階では、前回同様に金額改正を行う状況にはないと判断し、諮問の見送りを考えていると説明を行ったうえで、審議された結果、全会一致により最低工賃の改正諮問を見送る結論に至った。

(3) 令和4年2月15日開催の家内労働部会の議決は、令和3年11月18日に開催された令和3年度第1回鹿児島地方労働審議会において、鹿児島地方労働審議会運営規程第10条第1項により「家内労働部会の議決をもって審議会の議決とする。」と了承されていることから、前回同様、令和4年3月10日開催予定の第2回鹿児島地方労働審議会に報告することとしている。

### 3 令和4年2月15日開催の家内労働部会の審議経過

部会長に采女委員、部会長代理に馬場委員を選出した後、采女部会長の進行で審議を行った。初めに労働局から、前記2の経緯についての説明が行われた後に、鹿児島県における家内労働の概要、電気機械器具に係る家内労働の実態調査結果について以下の説明がなされた。

(1) 鹿児島県における家内労働の概要について

ア 「鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃」について品目、工程ごとに金額が定められており、この品目、工程以外は、最低工賃の適用外であること。

イ 最低工賃は、昭和56年に新設された後、平成16年3月11日まで6回の改正が行われていること。

ウ 最低工賃は、平成16年3月11日に改正された以降は諮問見送りとなっていること。また、金額改正も平成13年5月11日以降、行われていないこと。

エ 「鹿児島県の家内労働者等の推移」は、電気機械器具関係では、

- ① 平成10年の委託者数は54社、家内労働者数は2,618人。
- ② 令和3年の委託者数は20社、家内労働者数は463人。
- ③ 平成10年を100%とした場合、令和3年の委託者数は37.0%、家内労働者数は17.7%となり、委託者数が約4割、家内労働者数が約8割減少していること。

オ 委託者数、家内労働者数は長期的には減少傾向にあるが、近年は横ばい状態で

あること。

(2) 全国の電気機械器具関係製造業の最低工賃について

ア 全国の「カプラー差し」類似の最低工賃（名称は、カプラー以外に、コネクタ、ハウジングがある。）

規格（電線の長さが 50 cmを超え 2 m以下）が同じ最低工賃は、長野県の 46 銭、静岡県 45 銭、愛知県の 58 銭、島根県の 40 銭、岡山県の 50 銭、熊本県の 43 銭、大分県の 52 銭、宮崎県の 39 銭、鹿児島県の 42 銭となっている。

規格外の最低工賃では、最高額が東京都の 80 銭、最低額が静岡県の 23 銭となっている。

(3) 令和 3 年 12 月実施の電気機械器具に係る委託事業場の実態調査結果について

ア ピンサシについて

前回調査時には、1 委託者 15 人の家内労働者がいたが、今回調査では、委託が廃止されていた。

イ 製品並べについて

前回調査時には、「製品並べ」として委託されている家内労働者はいたものの、最低工賃の規格と同じ「製品並べ」はなかったが、今回調査では、既に自動化され、委託が廃止されていた。

ウ カプラー差しについて

- ① 委託者は、自動車用組電線の 6 社、民生用電気製品用組電線の 1 社において委託が継続されている。
- ② 自動車用組電線の 6 社は、全て大隅半島の周辺に集中しており、加工している組電線はトヨタ系の部品会社を介して、「北米向け輸出車用」に使用されている。
- ③ 民生用電気製品用組電線は、コンビニのコーヒーマーカーなどに使用されている。
- ④ 組電線は、「カプラー差し」以外にも、「チューブ通し」、「テープ巻き」等の工程がある。
- ⑤ 7 社の家内労働者は 259 人で、うち「カプラー差し」が 113 人（全体に占める割合 43.6%）となっている。（規格外も含む。）「カプラー差し」の家内労働者は、前回調査時（平成 29 年 2 月）より 20 人減少している。
- ⑥ 「カプラー差し」の工賃は、1 差し当たりで換算すると、電線の長さにもよるが、50 銭から 1 円で設定されている。
- ⑦ 自動車産業の動向にもよるが、家内労働者数は、急激な増加は見込めないものの今後も同程度の水準で推移するものと考えられる。

エ その他

「カプラー差し」以外の委託業務は、多種多様なっており、比較的人数の多い業務でも、「サス（治具）清掃」の 81 人、「部品検査」の 21 人、「包

み」の14人で、その他の業務は10人未満となっている。

(4) 最低工賃の改正の必要性について

最低工賃は、平成16年3月に改正されて以降、対象品目や家内労働者数の減少などを理由に、改正諮問が見送られている。

本年度においても、

- 適用家内労働者が減少しており、平成21年と比較しても、約3分の1まで減少していること。
- 最低工賃が決められている品目のうち、適用家内労働者がいる品目は「カプラー差し」のみとなっていること。
- 「カプラー差し」の適用家内労働者を見ても、廃止を検討する100人未満に近づいていること。
- 「カプラー差し」について、実際支払われている工賃は、最低でも50銭を上回っており、差しの複雑なものは、1円を超えるものもあること。
- 規格が同じ隣県の熊本県の43銭、宮崎県の39銭と比べても差がないこと。
- 現在の最低工賃が決められている品目以外に、新たに最低工賃を設定する必要がある品目・工程等もないこと。

以上のことから、現段階では、これまで改正諮問を見送ってきた状況と変化がなく、改正の必要がないものと判断し、事務局として諮問の見送りを考えているとの説明が行われた。

(5) 最低工賃の改正の必要性の審議について

ア 委員からは、主に次のような質問、意見等がなされ、労働局から回答がなされた。

- 資料9「第13次最低工賃新設・改正計画の実施について」では、改正を目標とするとなっており、見送りは、改正が困難などの事情が見送りとなっている。現状の調査した結果と最低工賃の状況とが実際乖離している。見送るということは、改正することで何か弊害があれば、教えてほしい。必要性の要件と見送りの要件と合致しているか、疑問があったので教えてほしい。(公益代表)

(労働局からの回答)

要件について言われると、これまでの説明で見送ってきたことと変化がないので、今回も見送りたいと判断している。最低工賃が決まっているので、改正を前提に話をすると意見もある。見送りの判断が、合致しているかと言われると、事務局としても疑問は感じている。これまで見送ってきた理由は、人数も一つであり、300人を切って100人に近づいてきたので改正の必要はないというものの理由である。

- 元々は、家内労働せざるを得ない弱い立場の人たちを保護するために最低工賃が設けられている。単純に300人を割ったからではなく、電機連合のアンケートでも本業の人と副業の人とは全然違う。本業の人も結構いる。

そこでの悩みは、「工賃が安い」とか、「仕事があつたりなかつたりする」とか、「納期に追われる」とか、特に「工賃が安い」というのは、半数以上の方がそう言われているような状況だ。3つあった品目のうち、「カプラー差し」しか残っていない。3年前の議論では、「少し、機械化とかAIの進捗によって置き換わっていくのではないのか」と、「製品並べ」などは、置き換わっていったが、「カプラー差し」は、人の手でしかできない業務で残っている。単純に機械と人間がする作業と比べた時に、人間のやる作業の方が安くて良いのかと思っている。最賃が上がっていく中で、18年間据え置きになっている。42 銭で821 円稼ぐためには、1 時間に2000 近い作業をしないといけない。単純にそういう話ではないと言われたが、それくらいやらないと821 円にたどりつけない。機械にはやれない部分、手でやらないといけない部分があるのか、いわゆる適正な商取引の関係では、孫請けや、下に行けば行くほど抑えられていく。賃金を含めてそうしたことを考えたときに、42 銭というのは果たして妥当な額なのか疑問がある。今最低でも50 銭から上で支払われているとのことですから、単純に「見送れば」、数が減ってきているから、状況が変わらないから「そのまま良い」ということでは、周りの環境が違ってきていると私は思っている。(家内労働者代表)

- 私自身、顧問先を見て、実際デバイス関係の仕事をしているが、最低工賃を上げることによって、仕事自体が海外の取引先に負けてしまうという現象も聞くこともある。本当に慎重にしないといけないと思っている。会社自体なくなってしまうほどの影響力があるかはわからないが、実際競争という舞台では、「最低工賃が上がると」というのは、実際あると感じる。(公益代表)
- 最近テレワークが主流になっており、いつまでこの古いやり方を踏襲していくのかと、この会議自体も見直していただき、新しい令和の時代に、労働者を苦しめない、あるいは、業界全体が伸びていく、本当の意味での家で働くということを考えていく必要がある。(家内労働者代表)
- 果たして県単位で議論するのが良いのか、結局安ければ安いところに流れていくかもしれないし、本当に作業量に見合っているのか、それは違う話で全国レベルの話でその工賃はいくらというぐらいの議論が必要じゃないかと思っている。(家内労働者代表)
- 鹿児島県の家内労働部会で議論するようなことではないような気がする。厚生労働省の方で方針を立てて、多くの家内労働のうち、最低工賃が適用されているものは限定的で、全体として実態を反映していないと考えている。そういう意見を厚生労働省のしかるべき部署に挙げることも可能という気はする。(公益代表)
- 最低賃金についても、目安制度の在り方など色々の見直しをやるべきだと

考えている。その最賃についてでさえ、生活保護とか、消費者物価とか、いろんな他との比較をして、他の判断材料をもとにいろいろ審議している。最低工賃は42 銭だというが、この額をどう見れば良いのか分からない。上げるとして43 銭にすれば良いのか、そんなものでもないと思われる。いくらだったら良いのかという結論は出せない。ここで議論しても、上げる理由というか、論理的理由が見つからない。最低工賃制度をやめると言うことであればやめても良いと考える。抜本的に色々見直す必要がある。（委託者代表）

#### 4 結論

以上の審議経過を経て、全会一致により、最低工賃の改正の必要性があり、改正諮問すべきであるとの結論に達した。

なお、改正については、工賃額の改正を前提とするものではなく、品目、工程等の見直しも含めて議論することを申し合わせた。